

## つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録要領

令和3年2月10日総務部長決裁

### (目的)

第1条 この要領は、市との小規模な修理、修繕等の契約（以下「小規模修理・修繕契約」という。）を希望する事業者の登録について必要な事項を定め、当該事業者の受注機会の拡大を図り、もって市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (対象となる小規模修理・修繕契約の範囲)

第2条 この要領の対象となる小規模修理・修繕契約の範囲は、支出科目が需用費、役務費又は備品購入費である修理、修繕、取替え等の契約のうち、予定価格が50万円未満の契約とする。

### (登録申請)

第3条 小規模修理・修繕契約希望者の登録を受けようとする者は、つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 登録を希望する業種を履行するために資格、免許等が必要な場合は、それを有していることを証明する書類の写し
- (2) つくば市税の完納証明書
- (3) その他登録の審査に必要な書類

### (登録申請の受付)

第4条 登録申請の定期受付は、4年ごとに行う。

2 登録申請の定期受付期間は、定期受付を行う年の4月の第2月曜日から同月末日までとする。

3 登録申請は、定期受付期間にかかわらず、行うことができる。

### (小規模契約希望者名簿への登録等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合は、次条各号のいずれにも該当しないことの確認その他の審査を行い、適当と認めるときは、当該申請者を小規模修理・修繕契約希望者名簿（以下「小規模契約希望者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の審査をした場合において、当該申請者が次条各号のいずれかに該当したときは、小規模契約希望者名簿に登録しないものとし、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

3 小規模契約希望者名簿は、総務部契約検査課において一般の閲覧に供するものとする。

（小規模契約希望者名簿に登録できない者）

第6条 小規模契約希望者名簿に登録できない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人にあってはつくば市内に主たる事業所を置かない者又は個人にあってはつくば市内に住所を有しない者

(2) 直接施工をする能力を有しない者

(3) 契約を締結する能力を有しない者

(4) 破産者で復権を得ていない者

(5) つくば市入札参加者選定等取扱要綱（平成12年つくば市告示第80号。以下「要綱」という。）第17条に規定する入札参加有資格者名簿の建設工事に登載されている者

(6) 履行するために必要な資格、免許等を有しない者

(7) 市税を滞納している者

（登録の期間）

第7条 定期受付により受け付けた者の小規模契約希望者名簿の登録日は、定期受付を行った年の6月1日とする。

2 第4条第3項の規定により受け付けた者の小規模契約希望者名簿の登録日は、

各月の20日までに受け付けたものについては翌月の1日、各月の21日から末日までに受け付けたものについては翌々月の1日とする。

- 3 小規模契約希望者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）の登録期間は、小規模契約希望者名簿に登録された日から次の定期受付を行う年の5月31日までとする。

（変更の届出）

第8条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録変更届（様式第2号）に、それを証する文書を添えて、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

（登録の取消しの申出）

第9条 登録者は、第6条各号のいずれかに該当した場合又は登録の取消しを希望する場合は、つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録取消申出書（様式第3号）により、その旨を市長に申し出るものとする。

（登録の取消し）

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は前条の規定による申出があった場合は、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 廃業その他の理由により事業を営むことができなくなったとき。
- (3) その他登録を取り消す必要があるとき。

- 2 前項の規定により登録の取消しを行ったときは、その旨を当該者に通知するものとする。

（小規模修理・修繕契約の際の取扱い）

第11条 小規模修理・修繕契約の際の契約の相手方の選定については、要綱第32条の規定にかかわらず、登録者のうちから契約の相手方を選定することができる。

- 2 小規模修理・修繕契約の際の見積書の徴収については、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号。以下「契約規則」という。）第27条第2項第3号に

該当するものとして、随意契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他の者から見積書を徴しないことができる。

(契約保証金の免除)

第12条 小規模修理・修繕契約を締結する際の契約保証金については、契約規則第35条第6号に該当するときは、免除することができる。

(事故、贈賄、談合、不正行為等を起こした場合の措置)

第13条 登録者が、事故、贈賄、談合、不正行為等を起こした場合の措置については、つくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録要領の廃止)

2 つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録要領（平成13年1月31日市長決裁）は、廃止する。

(登録期間の特例)

3 この要領の施行の日前の小規模修理・修繕契約希望者登録名簿は、令和3年5月31日限りで廃止する。

4 令和3年4月1日から同月11日までに登録申請を受け付けた者の登録期間は、第7条第3項の規定にかかわらず、同年5月1日から同月31日までとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月30日から施行する。